**○国土交通省告示第千十四号**

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十八号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

**○国土交通省告示第千十五号**

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百七十九号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

**○国土交通省告示第千十六号**

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千四百二十九円とし、令和八年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、令和七年国土交通省告示第七百八十号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件）は、令和八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

**○四国地方整備局告示第五十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 高知県安芸郡安田町安田字向ヱ一四〇番一地先から安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一まで | 前 | A　九・七七～一二・六四 | 四二・三六メートル | |
| | | B・C　一二・六四～一五七・二五 | 三・四一三キロメートル | |
| | 後 | A　九・七七～一二・六四 | 四二・三六メートル | 上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B・C・D　一二・六四～一五七・二五 | 九・〇九七キロメートル | |
| | | D　一五七・二五～四・六五六 | 四・六五六メートル | |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

**○四国地方整備局告示第五十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 東かがわ市伊座字垣之内三六六番五から同市伊座字池繁三一四番一まで | 前 | 二二・五二～二九・三六 | 〇・〇〇五キロメートル |
| | 後 | 二三・七〇～二九・三六 | 〇・〇〇五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第五十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三十一日

四国地方整備局長　奥田　晃久

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十一号 | 東かがわ市伊座字垣之内三六六番五から同市伊座字池繁三二四番一まで | 四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所 |

供用開始の期日　令和八年七月三十一日

**○北海道開発局告示第五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月三十一日

北海道開発局長　岡下　淳

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道　三十九号　北海道上川郡上川町字層雲峡大函から同町字層雲峡まで

一般国道　二百七十三号　北海道上川郡上川町字層雲峡地内

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　コア技術統括本部　アクセス技術本部　インフラシステム設計部長　高橋　英司

住所　東京都新宿区西新宿二丁目三番二号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

令和八年六月十五日から当該協定の存続する日まで